

## 輸入しようとする郵便物に関する通関業務規約

### 【総則】

**第1条** 郵便事業株式会社(以下「当社」といいます。)は、本規約により、輸入しようとする郵便物の受取人様(以下「お客様」といいます。)の依頼によって当該郵便物に係る輸入申告及びこれに関連する通関手続の代理又は代行を行なう役務を提供します。

**2** 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

**3** 当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法によりお客様に通知(当社ホームページに掲載する方法を含みます。)することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、すでに継続して利用いただいているお客様から第14条に基づくお客様による委任の解除が行なわれないうちは、かかる変更につきお客様による同意があったものとみなします。

**第2条** 本規約により当社が行なう通関手続の範囲は、輸入しようとする郵便物の関税法に基づく輸入申告及びこれに関連する通関手続(以下「輸入申告手続」といいます。)とします。この場合において、輸入許可前引取手続、減免税手続、ATAカルネを使用した簡易通関手続その他特殊な通関手続及び郵便物の輸入に際して必要とされる法令上の許可、承認、証明書等の取得等の手続は、輸入申告手続に含まないものとします。

**第3条** お客様は、本規約により当社が行なう輸入申告手続の代理又は代行を行なう役務(以下「輸入通関業務」といいます。)を利用しようとするときは、当社所定の通関委任状を提出していただきます。この場合において、お客様は、当社に対し、次の権限を委任していただきます。

(1) 通関業法第2条第1号に規定する通関業務に関すること

(2) 通関業法第7条に規定する関連業務に関すること

**2** 前項の規定によるほか、お客様は、輸入通関業務を継続して利用することができます。この場合においては、同項の通関委任状にその旨を記載して、当社に提出していただきます。

**3** 前項の規定による通関委任状の提出があったときは、当社は、同通関委任状に記載された委任日から起算して二年間、輸入通関業務を提供します。

### 【通関関係書類の記載・提出・内容品の確認】

**第4条** お客様は、当社からの要請に応じて、輸入しようとする郵便物の内容品のすべてについて、品名、数量、正味重量、総重量、価格、価格決定に関係がある契約の条件(FOB、CIF等の条件を明示)等、輸入申告手続の適正かつ迅速な実施のために必要なすべての情報をインボイス等の適切な書面にて当社に提出するものとします。

**第5条** 輸入しようとする郵便物の内容品が法令上の許可、承認、証明書等を要するものである場合には、お客様においてそれを取得し、当社に提出するものとします。

**第6条** 輸入申告手続の適正かつ迅速な実施のため、当社からお客様に内容品の詳細を照会し、又は内容品説明資料その他の輸入申告手続に必要な書類の提出を要請する場合があります。

**2** 前項の照会又は要請があった場合は、お客様においては輸入の当事者として、責任ある回答をし、又は輸入申告手続に必要な書類を滞りなく提出するものとします。

**第7条** 輸入申告手続のため、輸入しようとする郵便物(信書を除きます。)の内容品の点検が必要な場合は、当社より税関に対して当該郵便物の開披・検査を求めめる場合があります。ただし、開披検査が行われた場合でも、当該郵便物が、郵便に関する条約及び法令に違反しないことを保証するものではありません。

**第8条** 外国から日本までの送料について、お客様から必要な情報が提出されなかった場合は、当社が独自に設定する便宜上の「通関用運賃表」に基づき算出したものを適用するものとします。結果的にお客様が想定する申告価格と相違する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 【関税等の納付】

**第9条** 関税又は内国消費税及び貨物割(以下「関税等」といいます。)の納付には、マルチペイメントネットワーク(MPN)方式を利用するものとします。

**2** 当社は、納付すべき関税等の金額とMPN納付番号をお客様にお知らせします。

**3** お客様は、ATM又はインターネットバンキング等により、MPN納付番号を入力し、納付すべき関税等を税関に直接納付するものとします。

**第10条** 関税等の納付について、前条によらず、納期限の延長の手続(関税法第9条の2)が適用されるものの場合、又はNACCS専用口座又はリアルタイム口座をお持ちで、当該口座からの引き落としを希望する場合は、お客様は「通関委任状」の提出時に当社に通知するものとします。

### 【輸入許可書】

**第11条** 輸入許可書は、その許可を受けた郵便物に添付してお客様に送付します。

**2** お客様は、輸入許可の日の翌日から起算して三年間に限り、当社に対し輸入許可書の写しの送付を請求することができます。

### 【委任の解除】

**第12条** 通関委任状により当社に委任したにもかかわらず、輸入申告手続の途中において輸入しようとする郵便物の課税価格の合計が20万円以下である等の理由により、輸入申告が不要となった場合は、当社は、委任を解除することができるものとします。委任を解除した場合、当社は、お客様にその旨を通知します。

**第13条** 当社が最初にお客様に輸入しようとする郵便物の詳細等を照会若しくは通関関係書類の提出を要請した日、又は当社がお客様に関税等の納付のお知らせをした日の翌日から起算して1か月間、当該郵便物を当社において保管します。

**2** 当社がお客様に照会・要請したにもかかわらず、お客様から輸入申告手続のための適切な回答又は必要な通関関係書類の提出がされないこと、若しくは関税等の納付がされないことから、前項の期間を経過した場合、又は当社による輸入申告手続の適正かつ迅速な実施が困難と判断される場合には、委任は直ちに解除されるものとします。委任を解除した場合、当社はお客様にその旨を通知します。

**第14条** お客様の都合により委任を解除しようとする場合は、当社通関交換支店通関担当まで連絡するものとし、税関への輸入申告書の提出前である場合に限り、当社は委任の解除に応じるものとします。

**第15条** 委任が解除されたときは、第13条第1項に規定する期間内に輸入申告が不要な郵便物として税関により賦課課税方式の通関手続が行なわれた場合又はお客様若しくはその代理の通関業者が通関手続をして輸入許可された場合を除き、当該郵便物は、当社国際郵便約款の定めるところにより、配達不能のものとして返送等されることを承知したものとします。

### 【輸入通関業務の料金】

**第16条** 委任に係る料金は無料とします。

なお、当社国際郵便約款の定めるところにより、課税された郵便物については、税関検査に付したことに對する手数料として郵便物1個につき通関料200円を当該郵便物の配達又は交付の際にお支払いいただくことを承知したものとします。

**第17条** お客様ご自身が行なう通関手続に係る費用(他法令の許可又は承認等の取得に係る費用、証明書発行費等)は、お客様に直接負担していただくものとします。

### 【責任】

**第18条** 通関関係書類の不備、誤記又は虚偽の記載、当社からの照会への不適切な回答又は遅延その他差出人様又はお客様の責めに帰すべき事由がある場合には、輸入の不許可、送達の遅延、加算税の発生その他お客様に不利益・損害が生じる場合であっても、当社は一切の責任を免れるものとします。

**2** 前項の差出人様又はお客様の責めに帰すべき事由により輸入申告手続に関して当社に損害が生じた場合には、損害賠償請求をさせていただくことがあります。

**第19条** 第12条から第15条の規定に基づき委任を解除した場合には、輸入申告手続に関してお客様に生じる不利益・損害について、当社は一切の責任を免れるものとします。

**第20条** 輸入許可の後、当社の責めに帰すべき事由により輸入申告に誤りがあり、修正申告又は更正の請求が必要であることが確認された場合は、次の期間に限り、お客様の要請により、当社が無償で修正申告又は更正の請求をするものとします。

(1) 修正申告を行なう場合については、輸入の許可の日から3年以内

(2) 更正の請求を行なう場合については、輸入の許可の日から1年以内

**第21条** 輸入申告手続に係る郵便物に関する責任は、本規約に定める事項を除き、当社国際郵便約款に規定する責任の範囲に限定されるものとします。